

平成 23 年 11 月 25 日
役員会・機構会議決定

男女共同参画推進に関するアクションプラン事項

A. 意識改革

- A. 1. (ホームページ) 現状の分析結果およびこれまでに自然科学研究機構が行ってきた取り組みを機構や各機関のホームページに公開する。そしてこれらを毎年度アップデートする。
- A. 2. (内部啓発) 各機関の教授会議や運営会議や職員懇談会において男女共同参画推進検討委員会の報告を行い、啓発活動に取り組む。
- A. 3. (講演会) 各事業所で男女共同参画推進に関する講演会を実施し、男女共同参画の理解を深める。
- A. 4. (パンフレット) 機構としての男女共同参画推進の取組内容や、これに関連して整備した制度などを解説したパンフレットを発行する。
- A. 5. (総括シンポ) 機構として男女共同参画推進に関する今期の総括シンポジウムを開催する。

B. 雇用・評価制度改革

- B. 1. (産育休任期外化) 任期付き研究教育職員の任期期間に、産前産後休暇、育児休業および介護休業の期間を含めない。
- B. 2. (産育休評価考慮) 人事選考および任期付き研究教育職員の評価において、産前産後休暇、育児休業および介護休業の期間を考慮する。
- B. 3. (ポジティブアクション) 人事選考において、業績の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用する。

C. 人事応募促進

- C. 1. (男女共同参画推進明記) 人事公募の要項に、男女共同参画推進に取り組んでいる旨を明記する。
- C. 2. (産育休履歴考慮明記) 人事公募の要項に、産前産後休暇、育児休業および介護休業を取得していた場合にはそれを考慮するので履歴書に記載することができるように明記する。
- C. 3. (ポジティブアクション明記) 人事公募の要項に、「業績の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用する」旨のポジティブアクションを明記する。

D. 就労支援環境整備

- D. 1. (意見・相談窓口) 男女共同参画推進や就労支援環境整備などに関する意見を寄せたり、相談をする窓口を各事業所に設置する。
- D. 2. (非研究業務負担軽減) 各種委員会委員などの非研究的業務が女性研究教育職員に過度に集中することがないように配慮や、勤務時間外には非研究的業務に関する会議を行わない努力を行うように周知する。
- D. 3. (アカデミックアシスタント制) 子育てのブランクを軽減させるために、アカデミックアシスタント制度を導入する。
- D. 4. (就労促進) 日本学術振興会 RPD 等、女性の就労を支援する制度を周知し、積極的に受け入れる。
- D. 5. (職場保育支援) 保育所またはベビーシッター制度等を整備する。